

K 2 8 2 水晶体再建術

【注の追加】

第 6 款 顔面・口腔・頸部

K 4 0 4 抜歯手術（1 歯につき）

【項目の見直し】

- |   |   |        |
|---|---|--------|
| 1 | 乳歯  | 130点   |
| 2 | 前歯  | 150点   |
| 3 | 臼歯  | 260点   |
| 4 | 難抜歯   | 470点   |
|   | 注 歯根肥大、骨の癒着歯等に対する骨の開さく又は歯根分離術を行った場合に限り算定する。                   |        |
| 5 | 埋伏歯   | 1,050点 |
|   | 注 完全埋伏歯（骨性）及び水平智歯に限り算定する。下顎の完全埋伏智歯（骨性）及び水平埋伏智歯の場合は、100点を加算する。 |        |

(追加)

注 水晶体嚢拡張リングを使用した場合は、所定点数に1,600点を加算する。

- |   |     |        |
|---|-----|--------|
| 1 | 乳歯  | 130点   |
| 2 | 前歯  | 150点   |
| 3 | 臼歯  | 260点   |
| 4 | 埋伏歯 | 1,050点 |

注 1 2 又は 3 については、歯根肥大、骨の癒着歯等に対する骨の開さく又は歯根分離術を行った場合に限り、難抜歯加算として、210点を所定点数に加算する。

注 2 4 については、完全埋伏歯（骨性）又は水平埋伏智歯に限り算定する。

注 3 4 については、下顎完全埋伏智歯（骨性）又は下顎水平埋伏智歯の場合は、100点を所定点数に加算する。